

厚生労働大臣の定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

1. 施設基準

1. 電子的診療情報連携体制整備加算 3
2. 地域支援・外来医薬品供給対応体制加算 1
3. 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
4. 一般不妊治療管理料
5. 生殖補助医療管理料 1
6. 染色体検査の注 2 に規定する基準
7. HPV 核酸検出及び HPV 核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
8. タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養
9. ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術
10. 子宮内膜受容能検査 2
11. 子宮内細菌叢検査 2
12. 膜構造を用いた生理学的精子選択術
13. 抗ネオセルフβグリコプロテインⅠ複合体抗体検査
14. 医療上必要があると認められない、患者の都合による精子の凍結又は融解

2. 医療情報の活用

当院では医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するためマイナ保険証の利用を促進しています。また、オンライン資格確認のデータなどから取得する情報を活用して診療を行っています。

3. 明細書発行体制

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

4. 地域支援・外来医薬品供給対応体制加算について

当院では厚生労働省の方針に従い、患者様負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しております。

医薬品の供給不足が発生した場合、薬剤の処方変更等に関して適切な対応を行います。

また、医薬品の供給状況によって薬剤の処方の変更となる可能性があります、その際には患者様にご説明いたします。

◎後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは
先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。
先発医薬品より安価で、効き目や安全性は先発医薬品と同等です。

5. 院外処方せんの一般名処方

当院では、医薬品の供給不足時に処方等の変更に適切に対応できるよう、商品名や会社名を指定せずに「薬の有効成分の名前（一般名）」で処方を行っています。ご不明な点がございましたらお申し出ください。

6. 長期収載品の処方に係る選定療養について

令和 6 年 10 月より、医療上の必要があると認められず、患者様の希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部（後発品最高価格帯の差額の 2 分の 1 の金額）が選定療養として患者様の自己負担となります。選定療養は保険給付ではないため公費も適応にはなりません。選定療養は薬局でのお支払いとなります。

- ◎長期収載品とは
後発医薬品のある先発医薬品で、後発品収載から 5 年経過しているものや、後発品置換え率が 50%以上のものなど要件にあった品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。
- ◎選定療養とは
保険診療と保険外診療を合わせて行うことができるようにした制度の一つで保険外診療にあたります。

7. 保険外負担一覧表（税込）

証明書	5,500 円	医師面談料	5,500 円
診断書	4,400 円	カルテ開示基本料	1,100 円
保険会社提出用診断書	7,700 円	カルテ複写（白黒）	20 円

8. 選定療養（税込）

医療上必要があると認められない、患者の都合による精子の凍結又は融解	24,200 円
-----------------------------------	----------

9. 先進医療（税込）

タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養	33,000 円
ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術	22,000 円
子宮内膜受容能検査 2	112,250 円
子宮内細菌叢検査 2	44,000 円
膜構造を用いた生理学的精子選択術	27,500 円
抗ネオセルフβグリコプロテインⅠ複合体抗体検査	38,500 円